

# 別紙 I

## 認定した事実

審査請求人及び処分庁の主張、提出書類等から以下の事実が認められる。

- ・ 審査請求人は、令和4年度から令和5年4月までの間、国民健康保険及び社会保険の二重加入の状態であった。
- ・ 審査請求人は、社会保険に加入した時点で、国民健康保険を脱退する必要があった。
- ・ 国民健康保険の脱退手続きを行っていない期間は、国民健康保険税の支払い義務が発生する。
- ・ 審査請求人は、令和4年度国民健康保険税第4・5・6・7・8期分について滞納していた。
- ・ 処分庁は、審査請求人に対して、令和4年度国民健康保険税第4期分の督促を令和●年●月●日付けて送付している。
- ・ 処分庁は、審査請求人に対して、令和4年度国民健康保険税第5期分の督促を令和●年●月●日付けて送付している。
- ・ 処分庁は、審査請求人の滞納に対し、令和●年●月●日付けて、国税徴収法第141条第1項の規定に基づき、預貯金調査を大手各都市銀行に実施した。
- ・ 処分庁は、令和●年●月●日に●銀行●支店から、審査請求人の口座保有の回答を得たため、令和●年●月●日付けて当該口座の差押えを行った。
- ・ 処分庁は、令和4年度国民健康保険税（第4期分●円、第5期分●円）を預貯金より充当し、審査請求人に対し、令和●年●月●日付けて、充当通知書を送った。
- ・ 審査請求人は、処分庁に対し、差押処分に対する不服を令和●年●月●日に電話にて申し立てている。
- ・ 審査請求人は、令和5年7月24日に審査庁に対し、行政不服審査請求書を提出し、審査庁は同日付けてこれを受理した。
- ・ 審査請求人は、上牧町住民保険課から、「国民健康保険資格喪失の手続について（令和●年●月●日付け）」を受け取っており、その中で国民健康保険被保険者異動届の提出期限が令和●年●月●日と記載があったことから、その日に役場に赴けばよいという認識であった。
- ・ 審査請求人及び処分庁の話し合いの中で、処分庁は、国民健康保険の脱退手続きが行われていないことに伴い、支払義務が生じていた点、それに対し督促及び催告を行ったが、長期にわたり滞納が続いていた点並びに差押えを執行した点を説明しており、その点については、審査請求人は認知している。